

## IR法案に関する代表質問

立憲民主党の阿部知子です。

私は、ただいま議題となりました、特定複合観光施設区域整備法案（通称、IR法案）につきまして、立憲民主党・市民クラブを代表して質問を致します。

まず、何よりも最初にお尋ねします。安倍総理、あなたには あったことをなかつたことにする「魔法の力」がおりでしょうか。

あるいは、加戸前愛媛県知事が加計学園の入学式で「魔法で生まれた学園」と言われたように魔法で学校を作る力がおりなのですか？その魔法の学園で学ぶ未来ある若者たちのためにも、総理には国民からの疑念を晴らす義務があります。

昨日、愛媛県が新たな文書を出してきました。

その文書はいままで首相が繰り返し国会で答弁してきたことの信ぴょう性が大きく揺らぐものでした。

獣医師養成系大学の設置に係る加計学園関係者との打合せ会等に

ついで」と題して愛媛県地域政策課が、2015年3月に書いた報告ですが、その中では「加計学園からの報告等」として、

2月25日に理事長が首相と面談(15分程度)。理事長から獣医師養成系大学空白地帯の四国の今治市に設置予定の獣医学部では、国際水準の獣医学教育を目指すことなどを説明。首相からはそういう新しい獣医大学の考えはいいね。」とのコメントあり」と書かれています。

会っていたのではないですか。安倍首相はこれまで、加計さんは腹心の友だが、彼が獣医学部をつくりたいという話を聞いたこと「はない。私が加計学園の計画について知ったのは昨年(2017年)の1月の20日であります」と言い続けてきました。

そして、昨日もまた加計学園側は、2月25日の面会の事実はないとし、総理も今朝方否定されています。ではこの報告は何らかの勘違いなのですか。明確にお答えください。

愛媛県地域政策課の報告書は更に続けて、柳瀬首相秘書官から、改めて資料を提出するよう指示があったので、早急に資料を調整し、提出する予定」とあり、愛媛県と今治市と加計学園関係者は、次3月15日

にも協議を行っています。

それでも、首相と加計理事長が面会した事実が書かれています。

なぜ、加計学園の人々が、特別に柳瀬首相秘書官に会うことができたのか。それは、先に、首相と加計理事長が会ったところから始まったのではないですか？

今回、その首相秘書官と加計学園と愛媛県と今治市が面会した記録も、正式なものが出てきました。これまで言っていた「備忘録」ではなく、正式な「復命書」です。

日付は2015年4月2日の面会の報告です。愛媛県の中村時広知事宛てに、明確にこう報告してあります。

内閣府地方推進室次長及び首相秘書官との面談のために、東京都に出張したので復命します。」

用務は今治市への獣医師系要請大学の設置に係る内閣府地方推進室及び首相秘書官との協議」。

2頁目には、柳瀬首相秘書官、藤原豊地方創生推進室次長の他、3名の名刺がコピーされています。

3頁目には、それらの受け入れ側と加計学園の4名を含む訪問者側の氏名、そして藤原次長と柳瀬秘書官による発言が、以前の「備忘録」とされていたものよりもさらに詳細に書かれています。

この復命書で、愛媛県職員が、知事に対してウソをつく理由はまったくなく、誠実に記録に残したのです。いかがですか、挙証責任はあなたの側にあります、安倍総理。

この復命書の内容は、加計学園の4名、今治市からの2名、愛媛県からの3名による事前打ち合わせの内容から始まっています。その最初には次のようにあるのです。

柳瀬首相秘書官に対しては、内閣府藤原次長を紹介いただいたことに対して御礼を述べたい。」

首相と加計理事長が会い、次に首相秘書官が会うこととなりました。その次に内閣府の国家戦略特区担当者が加計学園関係者に会ったのは、柳瀬首相秘書官の手引きで行われていた加計学園ありきの作戦会議だったのです。

だから実際、4月2日11:30に、内閣府で加計学園に面会した藤原

次長は、要請の内容は総理官邸からきている」と語ったことが、明確に記録されたわけです。

そして、審査をする立場であるにもかかわらず、「これまでの構造改革特区のように事務的に対応されて終わりという事ではなく、国家戦略特区の手法を使って突破口を開きたい」と誘導するように述べています。

続いてその日の15:00に、加計学園ら9名は、官邸で柳瀬首相秘書官に面会し、その面会記録に、首相秘書官がこういったことが記されています。

本件は首相案件となっており、何とか実現したいと考えているので、今回内閣府にも話を聞きに来てもらった。今後はこういった非公式の場ではなく、藤原次長の公式のヒアリングを受けるといふ形で進めていただきたい」

首相案件」として、加計学園の獣医学部新設の実現に向けてすべては、安倍首相を起点として動いていたことを明らかにしているのです。

この1年以上、総理と昭恵婦人にかかわる「案件」に、多くの国会審議

の時間が費やされてきました。新事実が報道される都度、その真偽を確認する必要がありました。しかし誠意ある答弁は一貫してありません。あるはずの記録はないとされました。森友学園問題では、当初、国会に提出された記録は改ざん後のものでした。加計学園問題は、総理からの働きかけがなかったことにされましたが、双方とも根雪のように残りませんでした。

その上に過労死に拍車をかける裁量労働制が労働時間のデータを恣意的に操作して、推し進められようとしたことがあらわになり一部を断念しました。しかし、2割ものデータが誤りであったことが政府の調査で判明した後も、なお、高度プロフェッショナル制度の導入と、残業時間の上限を100時間に緩和する法案を労働政策審議会に差し戻すことなく、厚生労働委員会で明日にも強行採決されようとしています。

100時間はそもそも過労死認定の基準をすら上回っています。そして、過労死で愛する家族を失ったご遺族の方々が総理に面会を求めても門前払いです。

そもそも、8時間労働という労働時間規制は人間の一日の生活がきちんと送れるようメーデーに始まる長い闘いの中で守られてきた規制であり、働く者の生命を守る規制であるにもかかわらずです。

また内閣委員会では国民の強い関心のあつたTPPが11か国という枠組みでその実態も意義も説明されないまま強行採決になろうとしています。人の生命も食の安全も社会のルールも置き去りにして「規制緩和」一本やりで、ひたすら暴走列車のように審議を進めることは、断固認めるわけにはいきません。

生命を軽んじ、働く者の生活を破壊し、グローバル化した企業が設ける、格差社会を進め、国益を放棄する安倍政権が次に目指すのが、特定複合観光施設区域整備法案(通称、IR法案)です。

これは、刑法では違法とされるギャンブルを「特定複合観光施設区域整備」という名前をかぶせて隠して合法化する法案です。横行するセクハラに加えて、賭博も解禁となれば人としての倫理は崩壊し、社会の闇はさらに深くなります。

そもそも日本には、世界のギャンブルマシンのおよそ60%が存在していると言われます。パチンコです。ギャンブル依存症の存在も明らかです。その上に、なぜカジノが要るのでしょうか。アベノミクスとは人の不幸の上に

成り立つ経済なのでしょうか。それは、長く日本社会を支えた、経済は人々の暮らしを助けるためにある」という経世済民の思想とは全く異なるものなのです。安倍総理、明確にお答えください。

そのやましき故に、法律案には「有害な影響の排除」という言葉が少なくとも4回でてきます。有害を排除しながらでなければ進められない政策なのです。

嘘も生命の犠牲も経済や社会の崩壊も全てよしとしてまで進める公益性とは、果たして何なのでしょうか、安倍総理。

違法なものを成立させるために、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持および安全の確保を図ることを任務とする「カジノ管理委員会」を内閣府の外局として設置するとされています。4人の委員から成り立つとされますが、果たして十分な規制の能力がどう担保されるのでしょうか。

事務局は国家公務員が務めることになることが想定されています。

一体何人の優秀な国家公務員をその業務につけるのでしょうか。その

数は国家公務員定数の中から捻出するのでしょうか。それともカジノのために公務員の数を増やすのでしょうか。明確にお答えください。

人の負けの上に成り立つ税收で、ギャンブル依存症対策を取るなら、最初からその害を作り出さなければ良い話です。いや、もうすでにあるギャンブル依存症は存在しており、その対策に人材や税收を費やすべきあると、民間で依存症に取り組んでいる人たちは叫んでいます。そもそもこうした実態への十分な対策費用はどう確保するのでしょうか、石井大臣。

違法性の阻却について質問します。

カジノを合法化するために、2013年11月20日の衆議院内閣委員会で法務省が、刑法第35条で正当行為として阻却する要件、すなわち罪をチャラにする8要件を答弁しています。

それらは次のようなものです。①目的の公益性、②運営主体の性格、③収益の扱い、④射幸性の程度、⑤運営主体の廉潔性、⑥運営主体の公的管理監督、⑦運営主体の財政的健全性、⑧副次的映画委の防止の8条件です。

この抽象的な要件が、法律の中にどのように具体的に埋め込まれている

と申すのでしょうか、石井大臣。

曰く、違法性8要件は、総合的に判断される。

これはまるで、国家戦略特区において獣医学部新設に課せられた4要件を満たしてもいないのに、「総合的」に判断したとする答弁を思い出します。

次いで、特定複合観光施設区域の整備計画」の認定基準についてお尋ねします。

国土交通大臣は、第9条の11項で定めた基準に適合すると認めるときは、認定をすることができるとしています。その「認定基準」は抽象的な表現に溢れていて、恣意的になる可能性が大です。またぞろ総理案件が出かねませんが、果たして客観的にどう判断するのでしょうか。

依怙最良が横行するばかりではありませんか。

勿論、その認定過程はきちんと記録に残されるものと思いますがいかがですか。

最後に世界最高水準の規制についてお尋ねします。

IR推進法の成立時に、付帯決議で「世界最高水準の規制」を設けるように求められました。どこかで聞いたようなフレーズだと思いますが、具体的に何を意味するか。

そもそも厳しい規制と収益は相反します。安倍首相、どちらを選ぶのか最後に明確にお答えください。

収益を追えば追うほど、ギャンブル依存症という悲しい犠牲者が出るカジノ、果たしてこれが安倍総理のいうところの美しい日本ですか？TPPの目指すグローバル化した企業が国境を越えて富をむさぼり、雇用が奪われ、貧富の差が拡大し、射幸心から人々がカジノに群がる姿を私達立憲民主党は決して幸せな未来とは思いません。

まして、平気で嘘をつくような政治家に、この国の大事な子ども達の将来を任せるわけにもいきません。

まず政治がまっとうなものに戻るためにも、8割近い国民から不信を抱かれた加計問題において、加計孝太郎氏ならびに柳瀬元首相秘書官の証人喚問、そして地方からの誠実な声として、愛媛県中村知事の参考人招致を行うべきです。

これだけの指摘された事実の説明責任はまさに政府並びに安倍総理の側にあります。

最後に、ギャンブル依存症の対策法すらおざなりにしてIR法案の審議を進めることのないよう申し添えて、私の質問を終わります。